

平成19年2月1日

条 例 第 5 号

熊本県後期高齢者医療広域連合監査委員に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期監査)

第2条 法第199条第4項の規定による定期監査は、毎年度、監査委員が定める期日に行う。

2 監査委員は、前項の監査を行うときは、監査期日の10日前までに、その期日を監査を受ける機関に通知するものとする。

(現金出納検査)

第3条 法第235条の2第1項の規定による例月現金出納検査は、毎月25日から月末までの間に行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、別に期日を定めて行うことができる。

(監査の着手)

第4条 監査委員は、法令の規定により、監査の請求又は要求を受理したときは、10日以内に監査に着手するものとする。

(公表の方法)

第5条 監査結果の公表及び告示については、熊本県後期高齢者医療広域連合公告式条例の規定に準ずる。

(事務局の設置)

第6条 法第200条の規定により監査委員に事務局を置く。

(委任)

第7条 この条例に規定するもののほか、監査の執行等について必要な事項は、委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。